2　参加資格

次に掲げる全ての条件を満たしている者又は、次に掲げる全ての条件を満たしている二者若しくは三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から資格認定を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　北陸農政局における平成29・30年度一般競争参加資格の「土木一式工事」の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の特定結果通知の日までに受けていること。また、単体有資格業者及び共同企業体のうち１社は、北陸農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の特定結果通知の日までに受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も「土木一式工事」の認定を下記６の⑶に示す優先交渉権者の特定結果通知の日までに受け、代表者は客観点数が1,250点以上、代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。

⑸　施工実績

①　平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体により参加する場合には、いずれの構成員も次に示す同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

②　同種工事とは、「堰又は水門工事」のいずれかの改修工事又は新設工事とし、規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評価点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。なお、本建設工事は平成31年７月頃に工事着手する予定である。

①　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」及び「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）の資格を有する者

ウ　国土交通大臣が上記ア又はイに掲げるものと同等以上の能力を有するものと認定した者

②　平成15年度以降に「コンクリート工」の施工経験を有する者であること。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者を本技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

①　技術士（技術部門を建設部門（選択科目を「施工計画、施工設備及び積算」、「鋼構造物及びコンクリート」、「河川」及び「砂防及び海岸・海洋」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」とするものに限る。）とするものに限る。）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（技術部門を「農業土木部門」、「鋼構造物及びコンクリート部門」及び「河川、砂防及び海岸・海洋部門」とするものに限る。）、博士（当該業務に該当する技術部門）のいずれかの資格を有する者。

又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。以下同じ。）。

②　日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。

⑻　下記４の⑴の参加資格確認申請書提出期間の最終日から技術協力業務の見積合せの日までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　平成29年11月に別途発注した「新川流域二期農業水利事業　新川河口自然排水樋門実施設計他総合技術業務」の受注者又は、当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長である北陸農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　技術提案書を提出しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

3　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、電子入札方式により交付する。

⑴　交付期間　別表１の①に示す日時

⑵　交付場所　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局農村振興部設計課技術審査第１係　福田　幹真　電話076―263―2161　内線3523

⑶　その他　ＣＤ－Ｒ等による交付方法を希望する場合は、その旨を別表１の①に示す交付期間に上記３の⑵の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

4　参加資格の確認

⑴　技術提案書の提出を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、説明書に示す参加資格確認申請書及び確認資料を別表１の②に示す期間に提出すること。

⑵　参加資格確認申請書及び確認資料を別表１の②に示す期間に提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、技術提案書を提出することはできない。

⑶　参加資格確認申請書の作成・提出にあたっては、上記３に示す説明書の交付期間、場所及び方法により説明書（参加資格申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑷　上記４の⑶以外の方法で入手した説明書をもとに作成・提出した参加資格確認申請書は無効とし、技術提案書提出要請の通知を行わない。

⑸　その他詳細は、説明書による。